土佐清水市みんなで
まちづくり条例

発行　土佐清水市企画財政課
〒787-0392　高知県土佐清水市天神町 11 番 2 号
電話 0880-82-1111　ＦＡＸ 0880-82-2882
ホームページ　http://www.city.tosashimizu.kochi.jp/

平成２８年３月
土佐清水市

土佐清水市みんなでまちづくり条例

みんなでまちづくり条例とは …… 3
「土佐清水市みんなでまちづくり条例」策定経過 …… 4
前　文 …… 5
第１章　総　　則 …… 7
第１条　目　　的 …… 7
第２条　条例の位置付け …… 7
第３条　定　　義 …… 8
第２章　基本理念 …… 10
第４条 市民憲章 …… 10
第５条 めざすまちの姿 …… 10
第３章　それぞれの役割 …… 12
第６条 市民の役割 …… 12
第７条 自治会の役割 …… 12
第８条 事業者の役割 …… 12
第９条 市議会の役割 …… 12
第１０条 市長及び市の役割 …… 13
第１１条 市職員の役割 …… 13
第４章　行政運営 …… 14
第１２条 総合振興計画 …… 14
第１３条 行政評価 …… 14
第１４条 財政運営 …… 14
第１５条 情報の公開及び共有 …… 15
第１６条 個人情報の保護 …… 15
第５章　参　　画 …… 16
第１７条 参画の保障 …… 16
第１８条 住民投票 …… 16
第６章　危機管理 …… 18
第１９条 危機管理 …… 18
第７章　環境保全 …… 19
第２０条 環境保全 …… 19
第８章　改善及び見直し …… 20
第２１条 継続的な改善 …… 20
第２２条 条例の見直し …… 20

市長あいさつ

土佐清水市みんなでまちづくり条例施行によせて

このたび、土佐清水市みんなでまちづくり条例が平成２８年４月１日に施行されました。

条例の策定にあたっては、策定委員会に市民公募による委員を選任し、市民主体による議論を重ねてまいりました。また、策定委員会以外でも、市内１５か所を２巡する住民座談会を開催し、条例の制定について広報・周知を図るとともに、広く市民のみなさまのご意見を拝聴してまいりました。

この条例は、制定そのものが目的ではなく、市及び市議会は当然のことながら、市民誰もが理解し、使いこなしていく(運用)ことにより、はじめて効果を発揮するものです。そこで、行政運営、自治、まちづくりをどのような考え方で進めていくのか、めざすのかということをわかりやすくするため、市民憲章や「めざすまちの姿」として条文に盛り込み、市民にとって条例をより身近なものとして感じられるようにしました。

これまでの行政主導によるまちづくりから、市民が主体的に関わることができる、自ら考え行動ができる「市民による、市民のための市政運営」へと転換していく必要があります。

ご存知のように本市は、少子高齢化及び人口流出による人口減少が急速に進展し、地域コミュニティの担い手が少なくなり、集落活動の維持が困難な状況や、財政的に自主財源の乏しい市では、農林水産業や観光業をはじめとする各分野における様々な課題に対応しなければならず、市民一人ひとりの協力なくしては、まちの維持すら厳しい状況にあります。

このようなことからも、それぞれの役割を目標的に位置付け、市民参画の機会保障や住民投票を規定することは、極めて重要なことであり、意義深いことであると考えています。

条例施行にあたり、市民のみなさまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

土佐清水市長

沢谷光信

「みんなでまちづくり条例」とは？

地方分権が進み、少子高齢化や人口減少に歯止めがかからず、地域の担い手となる人材が不足する中、これからの「まちづくり」は市民が自らの判断と責任で地域の諸課題に取り組む姿勢が求められています。

また、地方自治体の自己決定・自己責任の重さも拡大し、その運営は画一的な自治体運営から、地域の実情に合った独自性を発揮した自治体運営が求められるようになりました。

これまでは、どちらかと言えば行政主体による「まちづくり」を進めてきましたが、これからは、市としての基本方針や方向性に基づく役割を市民のみなさまにお示ししながら市民と行政が協力し合う「協働」による「まちづくり」を進めていく必要があります。

私たちが未来に誇れる「まちづくり」を行うために、「まちづくり」の基本となる考えや、それぞれの役割を定めたものが『土佐清水市みんなでまちづくり条例』です。この条例は、制定することが目的ではなく、時代や社会の情勢の変化に応じて市民の声により変えていき、育て、活用していくものです。

「土佐清水市みんなでまちづくり条例」策定経過

平成27年 1月　住民基本条例（仮称）策定に向けて広報でお知らせ
平成27年 2月　住民基本条例（仮称）に関する市民アンケートの実施
平成27年 4月　住民基本条例（仮称）策定委員会公募委員の公募開始
平成27年 5月　住民基本条例（仮称）策定委員会設置要綱制定
　　第１回住民基本条例（仮称）に係る住民座談会開始（市内15か所）
平成27年 6月　公募委員の選定、住民基本条例（仮称）策定委員会設置
平成27年 7月　第２回住民基本条例（仮称）に係る住民座談会（市内15か所）
　　第１回土佐清水市住民基本条例（仮称）策定委員会
平成27年11月　第２回土佐清水市住民基本条例（仮称）策定委員会
　　第３回土佐清水市住民基本条例（仮称）策定委員会
　　素案の作成
平成28年 1月　住民基本条例(仮称)のパブリックコメントの募集
平成28年 2月　第４回土佐清水市住民基本条例(仮称)策定委員会
　　名称が「土佐清水市みんなでまちづくり条例」に決定
平成28年 3月　市議会３月議会で議決

土佐清水市住民基本条例（仮称）策定委員会名簿

	所属等	役職	氏名	備考
1	市民公募		浜口和也	
2	市民公募		田村絹恵	
3	市民公募		山﨑哲郎	
4	土佐清水市連合区長会	会長	甲藤眞	委員長
5	土佐清水市連合婦人会	会長	手島千代子	
6	土佐清水市老人クラブ連合会	会長	弘田浩三	
7	土佐清水市身体障害者連盟	会長	山田隆子	
8	土佐清水商工会議所青年部	会長	久保卓也	副委員長
9	土佐清水青年会議所	理事長	津野武志	
10	土佐清水市青年団	団長	井村佳香	
11	特定非営利活動法人ノアズアーク	理事長	中嶋準	
12	土佐清水市観光ボランティア会	会長	富田無事生	
13	土佐清水市社会福祉協議会	事務局長	西本久美香	
14	土佐清水市教育委員会	委員長	竹田陽	
15	自治労土佐清水市職員労働組合	執行委員長	山本悟	
16	土佐清水市	副市長	磯脇堂三	

前　文

私たちが暮らす土佐清水市は，昭和２９（１９５４）年に下ノ加江町，清水町，三崎町，下川口町の合併により誕生し，半世紀以上が経過しました。

私たちの土佐清水市は，足摺宇和海国立公園を有し，日本で最初に黒潮が接岸する地であり，雄大な景観と豊富な地域資源に恵まれた，農林水産業と観光業を中心とする美しいまちです。

しかし，基幹産業である農林水産業や観光業の衰退とともに，少子高齢化，人口流出に歯止めがかからず，人口減少が加速度的に進展し，地域の担い手不足により，集落活動の維持が困難な状況に陥っています。

また，自主財源が乏しい土佐清水市では，山積しているさまざまな課題への対応も求められていることから，これまでの「行政主導のまちづくり」から，市民が自ら主体的に行動のできる，いわゆる市民自治を確立した「みんなのまちづくり」へと変えていく必要があります。

そのために，市民の参画をうたった，土佐清水市の最高規範としての土佐清水市みんなでまちづくり条例を制定します。

そして，先人たちが幾多の試練を乗り越え，守り育て，築いてきたこの大自然，歴史，文化に誇りと責任を持ちます。さらに，郷土の偉人であるジョン万次郎の精神を引き継ぎ，将来にわたって平和で豊かな心を育てます。

解　説

ここでは、土佐清水市の歴史や条例を制定するに至った背景や、基本的な考え方、目的などを述べています。

昭和２９（1954）年に旧４町が合併し誕生した土佐清水市は、豊かな自然や地域資源を活かし、基幹産業である農林水産業や観光業により、人の営みが築かれ、歴史や文化が育まれてきました。

一方で、昭和３３（1958）年に人口が３３，２５６人でピークを向かえ、その後は、都市部への人口流出や少子高齢化の進展により、平成２８年２月末には１４，６３９人まで減少し、コミュニティの維持や産業の担い手不足が深刻化するとともに、財政的にも大変厳しい状況にあります。

このような中、先人たちが守り築き上げてきた自然、歴史、文化を後世に引き継いでいくためには、これまでの「行政主導のまちづくり」から、市民自治を確立した「みんなのまちづくり」へ転換しなければならない時代に入っています。このまちに住む私たちが、もう一度土佐清水市の魅力を再認識し、一人ひとりがまちづくりの担い手として、よりよいまちにするための行動をとることが重要になります。

この条例は、市民の参画をうたい、土佐清水市をよりよいまちにするためにはどのようなことをすればよいのかについて、一つの考え方（理念）を示したものです。

この条例を活用することで、まちづくりの担い手である市民、市議会及び市が協働して、住み慣れた地域でいつまでも暮らせる、持続可能なまちづくりを推進することをめざします。

第１章　総　則

第１条　目　的

この条例は，市政運営における基本理念を定めるとともに，市民，市議会及び市の役割，責務等を明らかにし，市民の知恵や力を活かすことにより，持続可能な真に自立したまちづくりをめざします。

●ここでは、この条例の制定目的を定めています。

【解説】

この条例の目的は、市民、市議会及び市の役割を明確にすることで、それぞれが持つ知恵や力を活かし、持続可能な真に自立したまちづくりをめざすことを目的としています。

土佐清水市では人口減少が続くことで、地域活動の担い手も少なくなり、地域のコミュニティ活動の維持が困難な状況にあります。このような中、それぞれがまちづくりのプレーヤーとしての意識を持ち、行動していくことが必要不可欠です。それぞれが「まちづくり」に対する認識と方向性を共有することで「持続可能な真に自立したまち」の実現を図ろうとするものです。

第２条　条例の位置付け

この条例は，土佐清水市の最高規範であり，市民，市議会及び市は，この条例の趣旨を尊重します。

２ 市は，他の条例及び規則等の制定，改廃及び運用，各種計画の策定に当たっては，この条例との整合を図ります。

●ここでは、この条例が土佐清水市の最高規範であることを定めています。

【解説】

第１項◆市民一人ひとりがまちづくりに参加し、市民自治を確立するため、この条例を土佐清水市の重要で尊重すべき条例として位置付けます。

第２項◆市は、他の条例などの制定や改廃、各種計画を策定する際は、この条例と整合性を図りながら策定します。

第３条　定　義

この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるものとします。

⑴　市民　市内に住所を有する人，市内で働く人，市内で学ぶ人，市内で活動する人及び団体並びに市内で事業を営む人をいいます。

⑵　自治会　一定の地域において，その住民によって組織される親睦，共通の利益の促進，地域自治のための任意団体をいいます。

⑶　事業者　市内で事業を営む企業及び事業者をいいます。

⑷　市　市長及びその他の執行機関をいいます。

⑸　参画　市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に参加し，行動することをいいます。

⑹　協働　市民，市議会及び市が，互いを理解し，尊重し，対等な立場で連携して課題に取り組むことをいいます。

⑺　まちづくり　一人ひとりの知恵や力を合わせて，住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組み及び活動のことをいいます。

●ここでは、この条例を解釈するうえで必要な用語の意義を定めています。

【解説】

第１号◆「市民」について定めています。

自治に関する様々な活動には、土佐清水市に住所を有する市民に限らず、市内で活動する人たちの協力も不可欠であることから、幅広く市民を定義しています（外国籍の市民も含みます。）。

第２号◆「自治会」について定めています。

土佐清水市の各地区には、区長を中心とした地区住民によって組織される「自治会」や、自主防災組織など、それぞれの地域が自立した活動を行うための組織が多くあります。それらの「自治会」では相互の助け合いや、祭りなどの伝統行事の開催、災害への備えなど、地域コミュニティ活動を担っています。

第３号◆「事業者」について定めています。

まちの活動は、様々な事業を営む「事業者」に支えられ、「事業者」は、市民の雇用機会を創出することで地域社会に貢献しています。市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体を「事業者」と定義しています。

第４号◆「市」について定めています。

市長及びその他の執行機関のことをいい、その他の執行機関とは、教育委員会などの市役所内に置かれている様々な組織を指します。これら市の執行機関に属する職員も含めます。

「議会」については、市民の直接選挙により選ばれた議員によって組織された合議制の議事機関であることから、「市」には含めません。

第５号◆「参画」について定めています。

市の政策に関する計画、実施、評価及び見直しの過程に市民が参加することを「参画」と定義しています。パブリックコメント（意見公募）やアンケート調査への回答など、何らかの市民参加手続きにより、行政活動に加わる参加も含めて、広い意味で「参画」を規定しています。

第６号◆「協働」について定めています。

市民、市議会及び市が、それぞれの役割や特性を理解するとともに、相互に尊重、また補完し合いながら対等な立場でそれぞれの持つ力を出し合い、課題の解決に向けて取り組むことをいいます。

第７号◆「まちづくり」について定めています。

「まちづくり」という言葉には、単にまちを整備するということだけでなく、一人ひとりの知恵や力を合わせて、豊かな生活が営めるように、ハード・ソフト両面からまちを良くしていく取り組みをいいます。

第２章　基本理念

第４条　市民憲章

市の基本理念を象徴するものとして，この条例に次の市民憲章を位置付けます。

わたくしたちは，ふるさと土佐清水市が好きです。黒潮が岸をあらい，あおい海としたたるみどり，そぼくな人情がそのままにあります。

わたくしたちは，愛と自然にみちた活力あるまちづくりをめざし，さらにひらけゆく土佐清水市をきずくために，この市民憲章をさだめます。

1　この海は わしらの海です みんなで守りましょう
1　未来をになうこどもです みんなで育てましょう
1　働くことは日々のよろこびです みんなで励みましょう
1　豊かな文化は市民のねがいです みんなで高めましょう
1　かけがえのないいのちです みんなで大切にしましょう

●ここでは、市の基本理念を象徴するものとして、昭和５９年８月１日に制定された「土佐清水市民憲章」の全文を記載しています。

【解説】

この市民憲章には土佐清水の豊かな自然やふるさとを誇りに思う心をうたっています。この市民憲章を条例の基本理念とします。

第５条　めざすまちの姿

市民，市議会及び市は，次の各号に掲げるまちを実現するよう努めます。

⑴　互いの役割と責任のもと，協働によってともにつくるまち
⑵　みんながまちづくりや市政に参画できるまち
⑶　次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き，すこやかに成長できるまち
⑷　地域，歴史，文化，産業に誇りを持ち，これらを守り発展させながら将来へ継承していくまち
⑸　命を大切にし，あらゆる差別を許さない，人権・平和を守るやさしいまち
⑹　自助，互助，共助，公助により，みんなが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるまち
⑺　地域の財産である自然を大切にし，自然と調和したまち

●ここでは、この条例によって実現すべき地域社会を、「めざすまちの姿」として定めています。

【解説】

第１号◆三者（市民・市議会・市）が、お互いに尊重し合い、協力してともにつくるまちをめざすことを定めています。

第２号◆これまでの行政主導による手法ではなく、まちづくりの様々な過程において、様々な方法により、市民が主体的に参画できるまちをめざすことを定めています。

第３号◆地域の宝である子どもたちが、豊かな自然や文化・芸術などに触れること

で、豊かな心と体を育み、将来に希望を持てるようなまちづくりをめざすことを定めています。

第４号◆土佐清水のまちに誇りを持つことで、その文化や歴史を守り発展させながら次代へ継承していくことを定めています。

第５号◆あらゆる人々が互いを尊重し、認め合うことでまちの多様性を育み、差別のない、誰もが暮らしやすいあたたかいまちをめざすことを定めています。

第６号◆住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、自助、互助、共助、公助を基本としたまちづくりをめざすことを定めています。

第７号◆私たちはこの土佐清水の自然の恩恵を受け、生活をしています。今日深刻な問題となっている地球温暖化や行き過ぎた開発など、様々な環境問題を市民共通の課題として認識し、自然と調和した持続可能なまちづくりをめざすことを定めています。

第３章　それぞれの役割

第６条　市民の役割

市民は，自治及び地域づくりの担い手として，知恵や力をまちづくりのために発揮します。

●ここでは、市民の役割について定めています。

【解説】

ここで定める役割は、法的な「義務」として強制するものではなく、市民一人ひとりが主体的に果たす「役割」として定めています。それぞれの立場や能力に応じた役割をまちづくりのために担うことを定めています。

第７条　自治会の役割

自治会は，地域における自治の主体として，地域のよりよい生活環境の充実を図ります。

●ここでは、自治会の役割を定めています。

【解説】

自治会は、地域コミュニティ活動の根幹を担う組織です。地域住民がより安心・安全に生活できるよう生活環境の充実を図ることを定めています。

第８条　事業者の役割

事業者は，地域社会の一員として，地域社会との調和を図り，まちづくりに協力します。

●ここでは、地域社会の一員としての事業者の役割を定めています。

【解説】

事業者の地域振興に貢献する社会的責任を定めたものです。事業者も地域社会の一員としての役割を担い、地域とともにまちづくりに積極的に協力していくことを定めています。

第９条市議会の役割

市議会は，土佐清水市議会基本条例（平成２３年条例第１３号）に則り，市民の意見，要望を的確に把握するとともに，市政の調査及び監視機能を果たし，政策提言活動を行います。

●ここでは、市議会の基本的な役割を定めています。
【解説】
議会は、市民から直接選挙で選ばれた議員により構成され、市長とともに二元代表制の一翼を担っており、市民の意見等の把握や市政運営への監視機能、政策提言活動などの役割を明らかにしています。

第１０条　市長及び市の役割

市長は，市民の信託に応え，市政の代表者として，この条例の理念に基づいたまちづくりを進めるとともに，市民の福祉向上に努めます。
２ 市は，広く市民の意見を聴き，透明性の高い行政運営を行うとともに，公正かつ効率的で質の高い行政サービスの提供に努めます。

●ここでは、地方自治の本旨に基づき、市長と市の果たす基本的な役割を定めています。
【解説】
第１項◆市長の権限については地方自治法に規定されていますが、ここでは、この条例の理念に基づいたまちづくりを進めるとともに、市政運営を行う代表者としての役割について定めています。
第２項◆市は、市長を含めた市政の執行機関のことを指します。すべての執行機関が、広く市民の意見を聴き、市民に開かれた公正・効率的な質の高い行政運営を行うことを定めています。

第１１条　市職員の役割

市職員は，まちづくりの一員としての役割を果たすとともに，法令及び条例等を守り，誠実かつ公正に，市民のための職務遂行に努めます。

●ここでは、職員の果たす基本的な役割を定めています。
【解説】
市職員は、当然のこととして法令及び条例等を遵守するとともに、市民のための公平・公正な職務を遂行しなければなりません。また、地域活動にも積極的に参加し、自治を推進するための「まちづくりの専門スタッフ」としての使命を担っています。

第４章　行政運営

第１２条　総合振興計画

市は，総合的かつ計画的な市政運営を図るために，基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合振興計画」という。）を策定します。

●ここでは、まちづくりの指針となる総合振興計画の策定について定めています。

【解説】

総合振興計画とは、市の長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現の手段等を総合的、体系的に示す市政運営の総合指針で、すべての計画の最上位に位置付けられる計画です。「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」により構成され、平成２８年３月に「第七次土佐清水市総合振興計画」を策定し、今後１０か年にわたって、この計画に基づいた「みんなでつくる愛と自然に満ちた活力あるまち」をめざして事業を進めます。

第１３条　行政評価

市は，効率的かつ効果的な市政運営を行うため，総合振興計画に基づく事務事業について，行政評価等を行い，施策の見直し及び予算の編成に反映するとともに，その結果の公表と市民の意見を直接聴く機会を設けるよう努めます。

●ここでは、行政評価の基本的な事項について定めています。

【解説】

市は、市の事業のすべてである「総合振興計画」に位置付けられた体系の政策･施策･事業の効果・成果や効率性などを検証・評価し、評価結果をわかりやすく公表することに努めるとともに、その評価の過程で発見された課題について整理し、事業の見直しや計画、予算に反映させます。また、市政懇談会などの開催により、市民の意見を直接聞く機会を設けるよう努めます。

第１４条　財政運営

市は，財源を効率的かつ効果的に活用し，財政の健全性を確保するとともに，持続可能な財政運営に努めます。

２　市は，予算の内容や財政状況を市民に公表し，透明性の確保に努めます。

●ここでは、健全な財政運営について定めています。

【解説】
第１項◆健全な財政運営を行うには、中長期的な財政計画の策定と、財源の効率的な活用が必要不可欠です。自治体経営という観点からも、持続可能な健全財政を確保し、最小の経費で最大の効果を挙げ、財政の健全性を確保することを定めています。
第２項◆市民の税金等で運営している市政の財政状況や予算の内容を広く明らかにし、透明性を確保することを規定しています。

第１５条　情報の公開及び共有

市は，市民参加を推進するため，土佐清水市情報公開条例（平成１１年条例第２号）で定めるところにより，保有する情報を公開するとともに，市民に必要な情報を積極的に提供します。
２ 市民，市議会及び市は，市政に関する情報の共有に努めます。

●ここでは、開かれた市政実現のための情報公開及び情報共有の基本的なことを定めています。
【解説】
第１項◆市は、開かれた市政を実現するため、情報公開条例に基づき、市政に関する情報については、積極的に市民に公開するとともに、提供することを規定しています。
第２項◆参画と協働によるまちづくりを進めていくために、市民等はお互いに信頼関係を構築し情報の共有に努めることを規定しています。

第１６条　個人情報の保護

市は，土佐清水市個人情報保護条例（平成１５年条例第２８号）に基づき，個人の権利や利益が侵害されることのないよう，保有する個人情報について，適切に保護します。

●ここでは、市における個人情報の保護について、基本的なことを定めています。
【解説】
市が保有する情報の中でも、個人情報は特に慎重な取り扱いが求められていることから、個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を適正に行わなければならないことを規定しています。

第５章　参　画

第１７条　参画の保障

市は，市民が総合振興計画及びその他の諸計画の策定，実施並びに評価の各段階に参画する権利を保障するため，審議会等への市民委員の公募，内容の公開，意見公募等の実施に努めます。

●ここでは、市政の参画の権利について定めています。

【解説】

総合振興計画等の策定など、市政運営の基本となる重要な政策を決定する場合や事業の実施、評価において、市民が参画できる権利を保障するための機会を設けることを規定しています。

第１８条　住民投票

市長は，市政に関わる重要な事項について，市民の意思を確認するため，住民投票を実施することができます。

２ 市民，市議会及び市長は，住民投票の結果を尊重するものとします。

３ 市は，住民投票に参加できる者の資格，その他の住民投票の実施に必要な事項は，それぞれの事案に応じ，別に定めます。

●ここでは、市民の意思を確認・反映させる制度である住民投票制度について定めています。

【解説】

今日のように複雑かつ多様化した社会において、市民の総意を的確に反映し、間接民主制を補完する住民投票制度は、市民参画と協働のまちづくりを行ううえで、有効な手法であるといえます。

地方自治法で規定されている住民投票は、議会の解散請求、議員・市長の解職請求があった場合などに限定されています。これら以外の場合でも条例の制定改廃請求権に基づき、市民が市長に対し住民投票条例の制定を請求し、住民投票制度を行う方法があります。

第１項◆市政に関する重要な事項について、市長は住民投票をもって市民の意思を確認することができることを規定しています。

第２項◆住民投票は、市民の意思を最大限に市政に反映するための制度であることから、市長等はその結果を最大限尊重することを規定しています。

第３項◆住民投票は、事案によりその内容が多種多様であることが想定されるため、投票結果をより有効に機能させるためにも、個別事案が発生した時点で投票条例を制定することとしています。

住民投票に参加できる者の資格に関しては、事案に応じて、公職選挙法で定められた者以外の投票参加についても検討することとします。

第６章　危機管理

第１９条　危機管理

市は，災害等から市民の生命，身体及び財産を守るために，市民，関係機関との連携・協力及び相互支援による危機管理体制の構築に努めます。
２ 市民は，災害等の発生において，自分たちの生命は自分たちで守ることを基本に，自分たちの果たす役割を認識し，ともに協力して，災害に強い地域づくりに努めます。

●ここでは、予想される南海トラフ地震をはじめとする災害等に対する危機管理について定めています。

【解説】

第１項◆市は、自然災害をはじめとする様々な不測の事態に備え、市民はもとより、関係機関等とも連携・協力し、危機管理体制の構築に努めることを規定しています。

第２項◆災害等の発生時には、まず自分の命は自分で守る「自助」を基本に、隣近所や地域での助け合い体制を築き、災害等に強い地域づくりに努めることを規定しています。

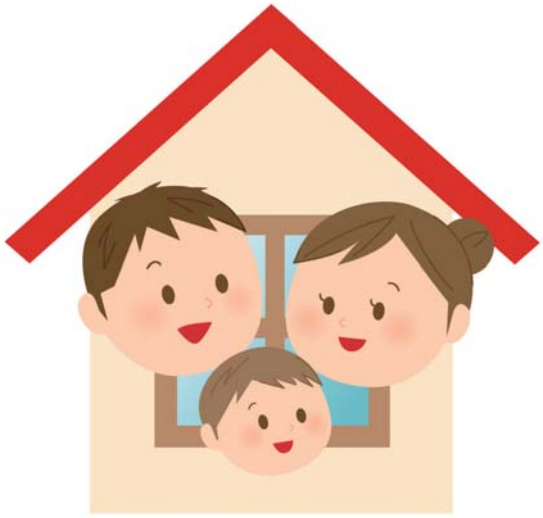

第７章　環境保全

第２０条　環境保全

市民，市議会及び市は，この美しい自然環境を将来にわたって引き継いでいくことができるよう，環境保護や景観の保全に努めます。
２ 事業者は，関係する法令及び条例等を守り，景観の保全と自然との調和を図るとともに，市が実施する施策に積極的に協力するものとします。

●ここでは、土佐清水市の財産である自然環境の保全について定めています。

【解説】

第１項◆土佐清水市は、前文にもあるように、足摺宇和海国立公園を有し、雄大な景観と豊富な地域資源に恵まれた美しいまちです。この素晴らしい自然環境を守り、次の世代に引き継いでいくことは、この土佐清水市に住んでいる私たちの責務です。

また、環境問題は地球規模の問題であり、一人ひとりが環境に対する高い意識と危機感を持ち、生活を見つめ直さなければならない時代となっています。ここでは、市民、市議会及び市の三者が環境保護や景観保全に努めることを規定しています。

第２項◆行過ぎた開発は時として、地域の持続可能な活動の妨げになることがあるため、土佐清水市に関係する事業者にも法令等を遵守し、景観の保全と自然の調和を図ることを求め、市の施策に対する積極的な協力を規定しています。

第８章　改善及び見直し

第２１条　継続的な改善

市は，この条例の目的を達成するため，運用状況の調査及び検討を行い，その結果を公表し，継続した改善を行い，よりよいまちづくりに努めます。

●ここでは、条例の運用状況の検証を行い、その結果の公表と改善に努めることを定めています。

【解説】

市は、この条例が適正かつ確実に実行されているか運用状況の調査・検証を行い、その結果の公表や継続した改善を行うことで、よりよいまちをめざすことを規定しています。

第２２条　条例の見直し

市は，社会，経済等の情勢の変化によって，この条例を改正する必要が生じた場合は，この条例の理念を踏まえ，市民の意見を反映しながら見直しを行います。

●ここでは、この条例の見直しについて定めています。

【解説】

この条例は、まちづくりの理念や基本的な事項を定めるものであることから、頻繁に改正するような性格の条例ではないものの、社会情勢や経済情勢が著しく変われば、市民の意識も時代とともに変わっていくことが考えられます。市民意識に合わない条例は、それ自体が存在意義を失うことから、必要に応じて見直しをするとともに、見直しの際は、市民の参画により見直しを行うことを規定しています。